

さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書

雇用失業情勢は完全失業率が 5.1%（21 年 10 月）、有効求人倍率が 0.44 倍（同）と依然、厳しい情勢を示し、年末・年度末に向けてさらなる悪化も懸念されている。

政府は、10 月 23 日に「緊急雇用対策」を取りまとめたが、「既存の施策・予算の活用により取りまとめる」とされており、財政措置も考慮したもう一段の緊急雇用対策を講じる必要がある。

については、年末・年度末のさらなる雇用悪化を防ぐため、政府におかれでは、以下の点について一層の取り組みを行うよう強く要請する。

記

- 1 「雇用調整助成金」の運用に当たっては、助成金支給の要件となる前年同期や直前 3 カ月の売り上げ、製品等の生産量の規定について実態に即した緩和を行い、助成金支給の拡充を図ること。
- 2 セーフティーネット強化の観点から、雇用保険の非正規労働者への適用範囲の拡大を図ること。
- 3 「訓練・生活支援給付」については、雇用保険や失業給付の支給の対象とならない求職者への第 2 のセーフティーネットとして、恒久化を図ること。
- 4 「緊急雇用対策」で示されたハローワークのワンストップ・サービス化を進めることが本来の職業紹介業務に支障を来たさないよう、職員の増員も含めたハローワークの窓口体制の強化を図ること。
- 5 第 2 の就職氷河期を招かないために、企業と学生のミスマッチ解消のための情報提供体制の充実など、新卒者への就職支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 22 日

鳥取市議会議長 中 島 規 夫

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣